

2006. 8

Law Office YODOYABASHI

No.6



赤いポピー

〒541-0041

大阪市中央区北浜4丁目1番21号

住友生命淀屋橋ビル6階

淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

役に立つ法律情報

第5回 「インサイダー取引」

インサイダー取引とはどんな問題ですか。

最近ライブドアの堀江氏、村上ファンドの村上氏が相次いで検挙され、大きな社会問題となりました。

いずれも上場会社の運営、株式の取引に関するもので、堀江氏の場合はいわゆる粉飾決算、村上氏の場合はインサイダー取引に関するものでした。

また、ごく最近では日本経済新聞社の記者も検挙されたことは耳新しいことです。

粉飾決算は、会社の経理内容に修正を加えて虚偽の内容をつくり出して株式市場を欺くものであり、インサイダー取引は会社と密接な関係にある者がその立場から得られた内部情報をを利用して株式の売買をして、不当な利益(こうした情報を知らない一般投資家を結果的に欺いて)を得ることでいずれも法律上禁止され、その違反は処罰されます。

インサイダー取引は、証券取引法(166条以下)で規制されているのですが、その概要は次のとおりです。

1. 法律の概要

この法律が禁止している行為は、会社の内部的関係者らが、その立場上、上場会社の未公開の重要な情報を知っていた時に、その情報の公開前にその株式等の取引をすることを禁止し、これに違反した場合には、5年以下の懲役等の処罰を受けます。

2. 規制を受ける者

この法律により、内部関係者として規制を受ける者は、次の通りです。

- ① 会社の役職員
- ② 会社の株主、債権者、取引先
- ③ 上記の人から直接情報を受ける人

3. 対象となる情報

会社の合併、公開買付、増資、株式分割、重大な欠損(あるいは利益)の発生、貴重な発明等、株式投資の判断に重要な影響を及ぼす情報がすべて対象となります。

村上ファンドの場合は、村上氏がライブドアによるニッポン放送の大量買付について、予めそれを知って取引したことが問題とされ、日本経済新聞社記者の場合には、会社の株式分割を公告の申し込みで知った記者が、公告掲載前にその情報をを利用してその株の取引をしたことが違法とされました。

4. 会社役員等の取引規制

また、上場会社の役員や主要株主は、実質的にはこのインサイダー規制にはかからない場合でも、その会社の株の空売りが禁じられ、実取引でも6ヶ月以内の短期売買の利益は会社に提供すべきことが定められています。

昔はこうした情報をいち早くキャッチして上手く立ち回ることがその人の能力、実力のように考えられてきたところがありました。今ではこうしたことはずることとして非難、刑事罰の対象となるのです。

今や社会の価値観は急激に変化しています。会社の価値観も「利益第一」→「コンプライアンス・法遵守」→「C.S.R・社会貢献」となり、この流れに乗れないときは、たちまちレッドカードです。

心したいものです。



法律事務所からのアドバイス

第5回 多重債務者への対応



多重債務者への対応

親戚、友人、知人がローン、クレジット、サラ金で首がまわらなくなつたといって、あなたのところに駆け込んできました。

「債務は500万円、金利は平均年20%、月々10万円払っても元本は20万しか減らない。20年以上かかるので200万円は他の人に頼んだので、300万円貸してほしい。月々10万ずつ返すから…」

あなたは、自分で銀行から調達したら金利年1~2%、年20%金利はあまりにかわいそう、協力してやろう、と考えます。

実はこれが最悪なのです。

1、まず第一は、ほとんどの場合、債務者はすべてを言っています。

あなたの渡した300万円は高利率の金利の一時しのぎに消えるだけです。たちまち元のもくあみ、あなたへの弁済月10万円はいつまでたってもあとまわしで返ってきません。

金融会社から見ても、高利率の金利を払い続けてくれる人は、まことにおいしいお客様です。大半が引きとめて金を貸し続けます。

私の聞いた例では、そのお金を受け取るや、まっすぐ競艇場に行って一攫千金を企て、すべてを失った人もいます。

2、ではどうするかです。

まず、3~6ヶ月完全に借金の弁済を停止させます。

日々の家計簿をつけてもらって、現金の動き、家に来る債権者からの督促状を集めます。案するより産むが易しです。借金を払わないのだから楽なものです。覚悟を決めれば、債権者の取り立ても気にはなりません。

その上で金額を把握して、債務整理への道を選択します。

破産、民事再生、任意整理……です。

家のローンを払わないと住むところがなくなる、保証人に迷惑がかかる、ブラック登録されれば将来借入ができるないからそんなことはできない。よく聞く話です。

しかし、破綻した人は自分では返せないです。それを無理に支払続けるのは借金を増やし、他人への迷惑を拡大し続けるだけなのです。どうあろうとにかく支払停止、整理です。

上記の点は次のように考えます。

3、家のローン

民事再生では、支払停止しても住居を保つ方法はありますが、それにもろローンの支払方法をかえてもらえる程度で、減額、免除はありません。

払えないものは仕方ないので、安い公的賃貸住宅から出直しです。

4、保証人のへの迷惑

これも仕方ありません。

もし可能なら、あとで自分の収入の範囲でせめてもの償いをすることです。

5、ブラック登録

かえっていいことです。

人間は本来自分の収入で生きるべきなのです。給料の現金を持ち、その範囲内で生活するそれが出発点でした。もう一度その原点に戻るだけなのです。

6、サラ金、高利について

利息制限法をこえる高利の分は、法的には別計上して元本に充当されます。

年30%もの金利で5年も継続していれば、再計算すれば、元本は意外なほど少なくなっているはずですし、逆に返金を受けられることもあります。そういう人はすぐ弁護士と相談して下さい。

例えば、年29%の金利で200万円借り、月5万ずつ5年間支払いしていたとしましょう。業者の計算では、残元本は約180万円のはずですが、これを利息制限法の上限利息15%で計算すると、16万円の過払い返金請求が可能となるのです。

残暑お見舞い申しあげます

暑さ厳しい折から、ご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

平成18年8月

淀屋橋法律事務所

弁護士 山本 寅之助	弁護士 芝 康司	弁護士 藤井 烈
弁護士 山本 彼一郎	弁護士 泉 薫	弁護士 阿部 清司
弁護士 出口 みどり	弁護士 奥田 直之	弁護士 安田 正俊
弁護士 井上 敏志	弁護士 今井 佐和子	弁護士 西野 航
弁護士 山口 崇	弁護士 西川 暢春	事務局一同

表紙の写真について

恒例によって、表紙に芝の写真をおとどけします。
大自然の中に、凛として咲く花の姿はまことに感動的です。

最新の判例・データから解説する

好評発売中!!

最新版

交通事故損害賠償の手引

淀屋橋法律事務所 監修・執筆

監修 山本寅之助、芝 康司

執筆 藤井 烈、山本彼一郎、泉 薫

阿部清司、出口みどり、奥田直之

安田正俊、井上敏志、今井佐和子

西野 航、山口 崇

本書の特色

本書は交通事故損害賠償実務の最前線にいる実務家弁護士が、最新の判例、資料と共にその解説を提供するもので、昭和52年の初版以来30年以上にわたり、版を重ね、常に最新・最良の情報を提供するものです。

判例編は、最高裁判所の重要判例等76例を紹介すると共に、損害賠償実務上の重要なテーマである「後遺障害による労働能力喪失率とその期間」について各等級毎に過去20年間の裁判例(1652例)のほか、「好意同乗における減殺」(133例)、「車両損害の評価損」(108例)についても、その要旨を整理、一覧化して提供しています。

また、資料編も最新資料50点を掲載し、損害賠償算定に有益、必要な資料をほぼ網羅するものです。

